

平成 23 年(ワ)第 1291 号, 平成 24 年(ワ)第 441 号, 平成 25 年(ワ)第 516 号, 平成 26 年(ワ)第 328 号, 平成 31 年(ワ)第 93 号伊方原発運転差止請求事件

原 告 須 藤 昭 男 外 1 4 1 8 名

被 告 四国電力株式会社

## 意 見 書

2020 年 6 月 24 日

松山地方裁判所民事第 2 部 御中

7 月 9 日の口頭弁論期日の出頭者及び傍聴者の人数制限に関する原告らの意見は下記のとおりである。

抗告人ら訴訟代理人弁護士 中 川 創 太

### 記

#### 第 1 意見の趣旨

原告らとしては、7 月 9 日の口頭弁論期日の出頭者及び傍聴者の人数制限は、原告らの裁判を受ける権利（憲法 3 2 条）を侵害するおそれがあるものであり、了解することができない。特に、原告の出頭者人数については、従前と同程度の人数が確保されるべきである。

#### 第 2 意見の理由

- 1 憲法 3 2 条は、裁判を受ける権利を保障している。この裁判を受ける権利は、裁判所に訴えを提起する権利のみではなく、自ら法廷に出席し弁論ほか必要な訴訟活動を行う権利まで含まれていると解する（浦部法穂「憲法学教室」全訂第 2 版 3 1 3 頁）。そもそも、この裁判を受ける権利は、自己の権利を侵害された者に対し権利を救済する機会を保障することを目的とするものであるが、当事者主

義、弁論主義、直接主義を大原則とする民事訴訟においては、訴を提起するだけで自動的に侵害された権利の救済が実現されることはなく、自己の権利の主張・立証を適時に行い、相手方の主張にその都度的確に反論する等、法廷に出席して主張・立証を行うことが保障されなければ、侵害された権利の救済を実現することができず、憲法が裁判を受ける権利を保障した目的が達成され得ない。

また、憲法13条は、その者が関わりを持つすべての政府の行為についてデュープロセスが遵守されることを要求する権利を有していると解すべきであり、その一環として自己の権利を実現するための民事裁判において手続的デュープロセスの実現のための、公正な審理、裁判を受ける権利を担保するための基礎的な条件として、自ら法廷に出席し弁論ほか必要な訴訟活動を行う権利が保障されていると解される。

東京地裁昭和62年5月27日判決（行政事件裁判例集38巻4-5号457頁）は、「憲法32条、81条1項の規定は、直接には、裁判所に訴訟を提起して権利利益の保護を求めることを保障し、又は、裁判の対審及び判決を公開の法廷で行うべきものとしているものであるが、これらの規定の趣旨及び憲法13条の規定の趣旨に懲すれば、原告らが主張するような、裁判所に訴訟を提起した者につき裁判所に出頭する自由（以下「出頭の自由」という。）を保障しているものと解される。」と判示しているところである。

以上からすれば、本件において原告が法廷に出頭する権利（出頭の自由）は、憲法上の権利であり、公共の福祉を理由に制限をする場合においても、その制限は必要最小限度のものでなければならない。

2 特に、1400名を超える原告が存在する本件においては、法廷の広さという物理的制約から、大半の原告は出頭を希望しても事実上不可能であった。そのため、原告であるにもかかわらず出頭することができない者は、やむなく傍聴の抽選に並び、運よく抽選に当たった者は傍聴席から裁判の状況を確認することがで

きたが、抽選に外れた者は、原告であるにも関わらず、法廷に出頭して原告としての権利を行使することができないばかりか、傍聴人として裁判の状況を確認することすらできなかつた。

このように、すでに多くの原告の出頭の権利が十分には保障されてこなかつた経過がある本件審理において、さらに、出頭する原告の人数が現状より制限されることは、原告らとしては、容認することができない。

- 3 5月25日には日本国政府による緊急事態宣言が全面的に解除された。愛媛県内で最後に陽性患者が発見されたのは5月28日であり、すでに25日間連続して陽性患者が発見されていない。6月19日には日本国政府による都道府県をまたぐ移動の自粛要請が解除され、同日愛媛県は「感染縮小期」に移行したとした。6月21日の日曜日には、道後温泉で昨年よりも多くの観光客の人出があつたことが報道されるに至っている。

原告らは、公衆衛生の専門家ではないが、上記の報道されたコロナの感染状況からすれば、原告らの憲法上の権利を制限してまでして出頭人数を制限しなければならぬような、差し迫つた危険があるとは思えない。

7月9日の口頭弁論期日の後、本件は10月6日、来年1月26日に口頭弁論期日が予定されている。コロナ感染は、秋冬の低温乾燥期に第2波の感染拡大が到来することが危惧されている。原告らとしては、現在の感染縮小期においてすら出頭人数が制限されることになるのであれば、第2波の到来の可能性のある秋冬の期日においても、出頭人数の制限が長期化し、原告らの憲法上の権利が保障されない状況が常態化することを憂慮せざるを得ない。

- 4 以上から、7月9日は、法廷の換気の措置、出頭者のマスクの装着等の感染防止策を講じた上で、従前と同様の原告・原告代理人の人数の出頭者により、口頭弁論が行われるべきである。また、出頭不可能な原告がやむを得ず傍聴せざるを得ないことを考慮して、傍聴可能な人数も最大限確保すべきである。

なお、出頭する原告及び原告代理人らは、口頭陳述等を行う際に支障となる時  
以外はマスクを装着する予定である。また、東京在住の原告が出頭する予定はな  
い。

以上